

第2期 八代圏域障がい者基幹相談支援センター運営方針

令和8年10月作成

1 障がい者基幹相談支援センター設置の目的

八代圏域では、「第4期八代市障がい者計画」「第4期氷川町障がい者計画」等に基づき、全ての障がい者等が、自らの特性に合わせて、自らの選択により、より良い生活を求める努力ができ、障がいのある人もない人も共に活動することで相互の理解を深め、より支援が必要な方に手を差し伸べられる共生社会の実現に向け取り組んでいます。

障がい者基幹相談支援センター（以下「センター」という。）は、八代圏域における障がい者等の相談支援の中核的な役割を担う機関として、設置するものです。センターの主な目的としては、地域の相談支援事業所への専門的な指導・助言、様々な障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を実施するほか、人材育成の支援、地域の相談機関との連携強化の取組等の重層的な相談支援体制を構築することにあります。

センターの運営に当たっては、共生社会の実現に向け、本運営方針のほか、障がい者計画、障がい福祉計画や障がい児計画に基づき、地域の実情に応じ業務に取り組みます。

2 センターの概要

（1）実施方法

指定特定相談支援事業者又は特定一般相談支援事業者の指定を受けており、八代圏域内に相談支援事業所を設置している法人へ、センター業務を委託して実施します。

（2）職員配置

センターに、相談支援専門員を常勤換算で2.5人以上配置する。

うち、1人以上は常勤かつ専従の者であって、主任相談支援専門員、社会福祉士又は精神保健福祉士のいずれかの資格を有する相談支援専門員であること。

その他の相談支援専門員については、常勤・非常勤又は専従・兼務は問わないものとする。ただし、勤務日等で業務時間が明確に積算できる者とし、相談支援専門員の資格を有すること。

センター業務を円滑かつ効率的に実施するため、専門職員が専門的業務に専念できるよう、事務職員を常勤換算で0.75人以上配置すること。

事務職員は、常勤・非常勤を問わないものとし、勤務日等で業務時間が明確に積算できる場合は、複数人による配置も可能とする。

（3）設置場所

住民や支援者等がより利用しやすい場所に設置します。

（4）センターを利用する対象者

主に、八代圏域にお住まいの住民や関係機関¹です。

障がいの種別（身体障がい・知的障がい・精神障がい）、障がい者手帳の有無、年齢

¹ 氷川町及び八代市内に居住の障がいや疾病のある方やその家族
地域にお住まいの方（民生委員・児童委員・自治会長・近隣住民等）
障害福祉サービス事業所、相談支援事業所、地域包括支援センターなどの関係機関 等

等にかかわらず、相談者へ様々な情報提供を行い、相談支援事業所や地域包括支援センターをはじめとした関係機関と連携・協力をしながら支援します。

3 基本的事項

(1) 八代圏域の「地域づくり」

自助・互助・共助・公助の適切なコーディネートやサービス資源の開発などの構築を行います。

また、相談支援事業所への指導や助言を通じ、支援者の育成と質の担保・向上を図るとともに、八代圏域障がい者支援協議会（以下「協議会」という。）等を通じた関係機関等との連携の緊密化や関係機関との連携強化を図りながら、障がい者等やその家族が安心して暮らしていけるよう、地域の特性や実情を踏まえた地域づくりに取り組みます。

(2) 地域に密着したワンストップの相談窓口

センターでは、専門職員を複数配置し、様々な障がいや各種ニーズに対応できる総合的・専門的なワンストップの相談支援を行います。

また、氷川町については、センター職員による巡回相談の実施などにより、相談支援体制を強化します。

(3) 地域生活支援拠点等（以下「拠点」という。）²のコーディネート

拠点の5つの機能の中でも、「相談」や「緊急時の受入れ・対応」を必要とする相談、あるいは、今後利用が見込まれる相談があった場合は、相談支援事業所と協働し、地域の障がい福祉サービス事業所等と連携を図りながら、親亡き後なども見据えた困難な事態発生の予防を含めた円滑な支援を行います。

また、関係市町と連携し、地域で生活する障がい児・者やその家族等が安心して暮らせる体制作りを推進するとともに、医療的ケアや行動障害、高齢化に伴い重度化した障がい者等に対して専門的な対応を行うことができる体制の構築を図ります。

4 具体的な業務

(1) 一般的・総合的・専門的な相談支援

ア 障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談窓口として、相談者や家族の気持ちに寄り添いながら丁寧な聞き取りを行い、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続できるよう支援します。また、来所・訪問・電話・FAX・メール等、多様な相談方法に対応し、障がいの有無に関わらず気軽に相談できる窓口を目指します。

イ 障がい者等やその家族、近隣住民、地域のネットワーク等を通じた様々な相談に対し、的確な状況把握等を行い、専門的又は緊急の対応が必要かどうかを判断し対応します。

ウ 困難事例や緊急対応が必要な事例については、行政、医療、教育、障害福祉サー

² 障がい者等の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がい者等の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築すること

ビス事業所、地域包括支援センター等の関係機関と連携し、助言、同行支援、ケース会議等を通じて適切な支援を行います。また、医療的ケア児・者、強度行動障がい、重複障がいなど専門的支援を要するケースにも対応します。

エ 障がいの有無が確認できない人やその家族が、気軽に相談できる場所として機能することを目指します。また、意思表示が難しい障がい者等への相談支援や、何らかの事情により障がい福祉サービスや障害児通所支援サービスの利用につながらない方への相談支援を適切に行います。

オ 氷川町における相談支援体制の充実を図るため、巡回相談や関係機関との連携を行い、地域の相談ニーズを把握するとともに、必要な支援を実施します。

カ 相談にあっては、プライバシー保護のため個室での相談を基本とします。

また、関係機関への個人情報の共有にあっては、原則事前に本人の了承を得ることとし、個人情報の取扱いを適切に行います。

（２）地域の相談支援体制の強化の取組

ア 八代圏域には、相談支援専門員が一人の相談支援事業所も多く存在することから、気軽に安心して相談でき、適切な指導・助言を受けることのできる体制を整え、寄り添い伴走しながら後方支援をすることで地域の相談支援体制の強化を図ります。

イ 相談支援専門員の資質向上のためには、客観的かつ合理的な手法によるアセスメントの実施、サービス利用計画の作成及びモニタリング結果の検証を通じて、相談支援専門員が気づきを得て、目的達成の方策等を考え、自ら行動に移すような動機づけにつながる取組が必須です。特にモニタリング結果の検証については、個別モデル（センターと相談支援事業所の二者間）と集団モデル（センターが中心となり複数の相談支援事業所で実施）の双方を実施するなど、効果的に実施します。

ウ 地域の関係機関（相談支援事業所、身体障がい者相談員、知的障がい者相談員、民生委員、高齢者、児童、保健、医療、教育、就労等に関する各種の相談機関等）との連携強化に取り組めます。特に、高齢障がい者や高齢の親を持つ障がい児・者への支援体制強化のため、地域包括支援センターとの連携に努め、地域ケア会議や多職種連携会議等には積極的に参加するほか、センター主催の会議にも必要に応じて地域包括支援センター職員に出席を依頼し、連携を図ります。

（３）自治体と協働した協議会の運営等による地域づくりの取組・協議会の事務局を担って上で、関係機関との緊密化の取組

ア 八代圏域障がい者支援協議会の運営を通じて、地域課題の把握及び解決に向けた協議を行うとともに、地域課題を整理・分析し、市及び氷川町、八代圏域障がい者支援協議会と共有するとともに、改善提案や関係機関との調整を行います。

イ 協議会の専門部会については、その運営又は運営に対する助言・協力を行います。また、協議会における協議内容や各種統計、調査結果、相談実績等のデータ等を活用し、地域課題を関係者と共有し課題解決に向けた検討を行います。また、必要に応じ、地域に不足しているサービス等を抽出し、社会資源開発や政策形成への提言を行います。

ウ 障がい者の権利擁護を推進するため、成年後見支援センター、地域福祉権利擁護事業実施機関、市町担当課等との連携を図るとともに、障がい者虐待防止センター、警察、消費生活センター等の関係機関との連携を通じて、虐待防止及び消費者被害防止に向けた地域の支援体制づくりに取り組みます。

(4) 障がい者相談支援に関する各種情報の収集、集約、発信

八代圏域全体の相談支援体制を強化するためには、地域の相談支援事業所が、サービスの調整が円滑となるよう、八代圏域の社会資源に関する具体的な情報を入手しやすい体制づくりが望まれます。センターは、協議会の専門部会等と協働して八代圏域の障がい福祉サービス事業所・障害児通所支援サービス事業所をはじめとする社会資源についての情報収集、集約、発信を行います。

5 他事業との兼務

センターの常勤・専従の相談支援専門員（以下、「常勤のセンター職員」という。）は、その従事時間帯にあって専従であることを必須としていますが、経過措置としてセンター業務を受託して2年間は、特定相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援（以下、「計画相談支援」という。）については、センター従事時間帯であっても従事することを可能とし、この期間に常勤のセンター職員が受け持っている計画相談支援を、センター以外の相談支援専門員へ移行させるよう努めるものとします。

市町は、毎月の活動報告書等に記載された計画相談件数を確認するとともに、必要に応じセンターで行う計画相談支援の状況を聞き取り、センター業務に支障をきたす恐れがある場合は改善を求めます。

6 センター業務の実績検証と職員の資質向上

(1) センター業務の実績検証

センターは、毎年度当初に仕様書及び本運営方針を踏まえて事業計画を作成します。また、毎年度業務終了後には実績報告を作成するとともに、仕様書や本運営方針を踏まえて市町が作成する自己評価シートにそって自己評価を行います。

市町は、センターへの実地調査により、事業計画、仕様書及び運営方針に沿って業務が実施されているかの確認を行います。

センターの実績報告、自己評価シート及び市町の実地調査結果については、協議会に報告し、委員から意見聴取を行います。

センターは、これらの業務の実績の検証結果を踏まえて、業務改善を図ります。

業務実績の検証結果については、協議会に報告するほか、市町のホームページ等にて公表を行い、センター運営の透明性を確保します。

(2) センター職員の資質向上

職員の資質向上を図るために、職員の育成に自ら取り組むほか、行政機関又は関係団体が主催する研修会等に積極的に参加します。

7 市町との連携

センターと市町（本庁、支所、保健センターなどの関係部署）は、互いに業務を円滑

に遂行できるよう、連携及びネットワーク構築に努めます。

具体的には、相談支援等における支援困難ケースについて、協議会の相談支援部会等を通して情報交換及び課題共有などを行い、それぞれの役割を明確にして適切に対応します。

8 公正・中立性の確保

センターは、市町の障がい福祉行政の一翼を担う公的な機関として公正で中立性の高い事業運営を行うため、受託法人とは別の事務所でセンター業務を行います。

ア センターの運営費用は、国・県・市町の公費によって賄われていることを十分に理解し、適切な事業運営を行います。

イ センターは障がい児・者やその家族等への相談支援において、人種、信条、性別、社会的身分等により差別することなく公正に対応します。また、サービス事業所や関係機関の紹介にあっては、合理的な理由なく、特定のサービス事業者等に偏ることのないよう公正・中立性を確保します。

ウ センターは地域の相談支援事業所に対する支援を行いますが、支援の対象となる事業所については、合理的な理由なく、特定の事業所に偏ることのないよう公正・中立性に配慮します。

9 センターの周知

センターは、様々な機会や各種媒体を通じて、家族会、関係団体、民生委員、町内自治会、地域の民間事業所、ボランティア等の協力を得ながら、障がい者等の身近な相談窓口としてのセンターの周知に積極的に取り組みます。

10 運営方針の適用期間

本方針の適用期間は、令和9年度から令和11年度までとします。ただし、八代圏域の実情の変化に合わせ、適宜見直しすることとします。